

傍聴用

令和6年10月24日

安曇野市教育委員会

令和6年10月定例会

会 議 議 案

安曇野市教育委員会



<b>議案第1号</b>	教育部 文化課
令和6年10月24日提出	(課長)三澤 新弥 (担当)奈良澤 一恵

件名	安曇野市図書館管理規則の一部改正について
決定を要する事項	規則改正の可否
要旨	12月2日に廃止される健康保険証に係る運用について適正に対応するため、標記規則の一部を改正するもの。
説明	<p>1 趣旨 図書館における利用申請時の本人確認書類として、健康保険証が明記されているところ、健康保険証の廃止に伴い、当該規定を削るもの。</p> <p>2 改正内容 安曇野市図書館管理規則第3条第3項及び第4項、第8条第2項、並びに様式第2号及び第4号</p> <p>3 施行日 令和6年12月2日</p> <p>4 参考</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)</p> <p>・令和6年12月2日施行</p> <p>・内容(抄)</p> <p>健康保険証を廃止するとともに、被保険者の資格確認において、被保険者等が電子資格確認を受けることができない状況にあるときは、当該被保険者は、保険者に対し、被保険者等の資格に係る情報を記載した書面(いわゆる「資格確認書」)の交付・電磁的方法による提供を求めることができることとし、当該書面の提示により資格確認を受けることができることとする。</p> <p style="text-align: right;">(以上)</p>

○安曇野市図書館管理規則の一部を改正する規則について

改正後	改正前
<p>(個人貸出し) 第3条 (略) 2 (略) 3 カードの交付を受けようとする者は、図書館利用者カード発行申込書(様式第2号)に必要な事項を記入し、運転免許証、<u>その他本人である</u>ことを証する書類を提示しなければならぬ。 4 カードを交付された者(以下「利用者」という。)は、カードを紛失したときは、実費相当の代金を支払い、図書館利用者カード発行申込書(様式第2号)に必要な事項を記入し、<u>運転免許証</u>その他本人であることを証する書類を提示して、カードの再交付を受けることができるものとする。この場合において、利用者は、紛失したカードを発見したときは、速やかに、当該カードを館長に返納するものとする。 5～8 (略) (団体貸出し) 第8条 (略) 2 団体貸出しを受けようとする団体は、代表者を定め、団体利用者カード発行申込書(様式第4号)に所定の事項を記入し、<u>運転免許証</u>その他本人であることを証する書類を提示し、館長から団体利用者登録を受けなければならぬ。 3・4 (略)</p>	<p>(個人貸出し) 第3条 (略) 2 (略) 3 カードの交付を受けようとする者は、図書館利用者カード発行申込書(様式第2号)に必要な事項を記入し、<u>運転免許証、健康保険証、その他本人である</u>ことを証する書類を提示しなければならぬ。 4 カードを交付された者(以下「利用者」という。)は、カードを紛失したときは、実費相当の代金を支払い、図書館利用者カード発行申込書(様式第2号)に必要な事項を記入し、<u>運転免許証、健康保険証</u>その他本人であることを証する書類を提示して、カードの再交付を受けることができるものとする。この場合において、利用者は、紛失したカードを発見したときは、速やかに、当該カードを館長に返納するものとする。 5～8 (略) (団体貸出し) 第8条 (略) 2 団体貸出しを受けようとする団体は、代表者を定め、団体利用者カード発行申込書(様式第4号)に所定の事項を記入し、<u>運転免許証、健康保険証</u>、その他本人であることを証する書類を提示し、館長から団体利用者登録を受けなければならぬ。 3・4 (略)</p>

図書館利用者カード発行申込書 (新規・再発行・変更・更新)

(宛先) 安曇野市 図書館長

利用者番号													登録日	年	月	日
ふりがな																
氏名 (性別)	(男・女)															
電話番号	自宅 携帯電話															
生年月日				年			月			日						
郵便番号				-												
住所																
保護者氏名	ふりがな															
氏名																

\*太枠の項目を記入してください。

連絡先 \*安曇野市に在住でない方のみ記入して下さい。

連絡先区分	勤務先・通学先・帰省先・その他 ( )															
連絡先名																
連絡先電話番号																
郵便番号				-												
連絡先住所																

図書館記入欄

身分証確認	免許証・ <u>個人番号カード</u> ・学生証・その他 ( )															
有効期限				年			月			日まで有効						
変更内容	住所・氏名・電話番号・その他 ( )															
受付図書館				<input type="checkbox"/> 中央			<input type="checkbox"/> 豊科			<input type="checkbox"/> 三郷			<input type="checkbox"/> 堀金 <input type="checkbox"/> 明科			
備考																

図書館利用者カード発行申込書 (新規・再発行・変更・更新)

(宛先) 安曇野市 図書館長

利用者番号																	登録日	年	月	日
ふりがな																				
氏名 (性別)	(男・女)																			
電話番号	自宅 携帯電話																			
生年月日				年			月			日										
郵便番号				-																
住所																				
保護者氏名	ふりがな																			
氏名																				

\*太枠の項目を記入してください。

連絡先 \*安曇野市に在住でない方のみ記入して下さい。

連絡先区分	勤務先・通学先・帰省先・その他 ( )															
連絡先名																
連絡先電話番号																
郵便番号				-												
連絡先住所																

図書館記入欄

身分証確認	免許証・ <u>保険証</u> ・学生証・その他 ( )															
有効期限				年			月			日まで有効						
変更内容	住所・氏名・電話番号・その他 ( )															
受付図書館				<input type="checkbox"/> 中央			<input type="checkbox"/> 豊科			<input type="checkbox"/> 三郷			<input type="checkbox"/> 堀金 <input type="checkbox"/> 明科			
備考																

団体利用者カード発行申込書 (新規・再発行・変更・更新)

年 月 日

(宛先) 安曇野市 図書館長

利用者番号										登録日	年	月	日
ふりがな	.....												
団体名	.....												
団体人数	人	電話番号	自宅 携帯電話										
ふりがな	.....												
代表者名	.....												
郵便番号													
住所	.....												

\*太枠の項目を記入してください。

連絡担当者													
連絡先区分	勤務先・通学先・その他( )												
連絡先電話番号													
郵便番号													
連絡先住所													
備考													

図書館記入欄

身分証確認	免許証・ <u>個人番号カード</u> ・学生証・その他( )												
変更内容	代表者名・電話番号・住所・その他( )												
有効期限	年	月	日まで有効										
受付図書館	<input type="checkbox"/> 中央	<input type="checkbox"/> 豊科	<input type="checkbox"/> 三郷	<input type="checkbox"/> 堀金	<input type="checkbox"/> 明科								

連絡先 ※連絡先の必要な方のみ記入してください。

団体利用者カード発行申込書 (新規・再発行・変更・更新)

年 月 日

(宛先) 安曇野市 図書館長

利用者番号														登録日	年	月	日
ふりがな	.....																
団体名	.....																
団体人数	人	電話番号	自宅 携帯電話														
ふりがな	.....																
代表者名	.....																
郵便番号																	
住所	.....																

\*太枠の項目を記入してください。

連絡担当者																	
連絡先区分	勤務先・通学先・その他( )																
連絡先電話番号																	
郵便番号																	
連絡先住所																	
備考																	

図書館記入欄

身分証確認	免許証・ <u>保険証</u> ・学生証・その他( )																
変更内容	代表者名・電話番号・住所・その他( )																
有効期限	年	月	日まで有効														
受付図書館	<input type="checkbox"/> 中央	<input type="checkbox"/> 豊科	<input type="checkbox"/> 三郷	<input type="checkbox"/> 堀金	<input type="checkbox"/> 明科												

連絡先 ※連絡先の必要な方のみ記入してください。

議案第2号	教育部 子ども家庭支援課
令和6年10月24日提出	(課長) 山越 寿彦 (担当) 赤羽 賢一

件名	安曇野市子ども・子育て会議委員の委嘱等について
決定を要する事項の内容	委員の選任に係る協議
要旨	安曇野市情報公開条例（平成18年安曇野市条例第5号）第5条第1項第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当するものであるため、非公開とします。
説明	

<b>議案第3号</b>	教育部 子ども家庭支援課
令和6年10月24日提出	課長) 山越 寿彦 (担当係長) 古畑 瑞恵

件名	安曇野市放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱の一部改正について
決定を要する事項	告示改正の可否
要旨	委員の任期に関し、特例を設けるもの。
説明	<p>1 趣旨 この会議の委員は教育関係者が多く、4月に人事異動が行われることから、改選時期が4月になるよう制度運用してきた。しかし、この会議は一時的に休止していた期間があり、前回の委嘱等が令和4年の10月であったため、改選時期が10月となった。この運用の場合、10月に改選された委員が次の3月で異動し、再び補欠委員の選任を行う必要が生じることが見込まれる。以上から、改選時期を4月とするための改正を行うもの。</p> <p>2 改正内容 (1) 委員の任期を「2年」から「2年以内」と改めるもの(4条)。 (2) 今回委嘱等を行う委員の任期を、本来令和8年9月までであるところ、令和8年3月31日までとする特例を設けるもの(附則)。</p> <p>3 施行日 定例会承認の日</p> <p style="text-align: right;">(以 上)</p>

○安曇野市放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱（平成27年安曇野市教育委員会告示第8号）

改正後	改正前
<p>(任期) 第4条 委員の任期は、<u>2年以内</u>とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間間とする。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。 (委員の任期の特例) 2 第4条の規定にかかわらず、平成31年4月1日に委員である者及び同日以後初めて委嘱又は任命された委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和2年3月31日までとする。</p> <p><u>3 第4条の規定にかかわらず、令和16年10月1日以後に初めて委嘱又は任命された委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和8年3月31日までとする。</u></p>	<p>(任期) 第4条 委員の任期は、<u>2年</u>とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。 (委員の任期の特例) 2 第4条の規定にかかわらず、平成31年4月1日に委員である者及び同日以後初めて委嘱又は任命された委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和2年3月31日までとする。</p>

<b>議案第4号</b>	教育部 各課
令和6年10月24日提出	

<b>タイトル</b>	共催・後援依頼について																	
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援依頼についての協議																	
要旨	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">課名</th> <th style="width: 25%;">共催</th> <th style="width: 25%;">後援</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校教育課</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>生涯学習課</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>文化課</td> <td style="text-align: center;">1件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>子ども家庭支援課</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1件</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(詳細 別紙)</p>			課名	共催	後援	学校教育課			生涯学習課			文化課	1件		子ども家庭支援課		1件
課名	共催	後援																
学校教育課																		
生涯学習課																		
文化課	1件																	
子ども家庭支援課		1件																

○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準（平成21年教育委員会告示第9号）  
（定義）

第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。
- (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。

（審査基準）

第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 学校又は学校の連合体

2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。

- (1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。
- (2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。
- (3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。
- (4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。
- (5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。
- (6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。

（教育長の専決範囲）

第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1項に規定する行事
- (2) 過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。）

申請書類は、安曇野市情報公開条例（平成18年安曇野市条例第5号）第5条第1項第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当するものであるため、非公開とします。

文化課

■あづみ野ガラス工房40周年記念展

主催：(公財)安曇野文化財団

種別(共催)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
(公財)安曇野文化財団 理事長 井口 彰	市民の芸術文化振興に大きく寄与するとともに、全国に安曇野市を広く知らしめるため。	9月13日	令和7年8月30日(土)～10月5日(日)	豊科近代美術館	あづみ野ガラス工房40周年を記念し、多摩美術大学の作品を紹介する展覧会を開催する。多摩美術大学工芸学科・ガラス研究室の協力を得ること で、ガラス作品を展示し、ガラス作家を広く市民に紹介するとともに、安曇野市内におけるガラス工芸分野の振興に寄与する。	多摩美術大学教授および歴代のガラス工房在籍作家とその作品を紹介する展覧会。 入場料： 一般520(410)円 大学高校生310(200)円 ※()は20名以上の団体	-	-	-	基準第3条第2項により可

## 子ども家庭支援課

■0歳からの妊活「地域で一緒に創ることたちの未来」

主催：整体 Simple.

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
整体 Simple. 木村 眞吾	こどもの成長を最大限サポートする方法についての講演であるため	10月8日	令和6年11月16日(土)	松本市勤労者福祉センター 303会議室	日本は世界一の不妊大国であり、それを变えていくためには赤ちゃんからの栄養・睡眠・運動といった生活習慣を整えていくことが健康に繋がり、妊活にも影響を与える。それを長野から変えていきたい。	0歳からの妊活(栄養、運動、睡眠)、夫婦間や子供とのパートナーシップの話、子供の成長や発達を最大限サポートする考え方の話	-	-	-	基準第3条第2項により可

<b>報告第1号</b>	教育部 学校教育課
令和6年10月24日提出	(課長) 上條 貴芳 (担当係長) 高橋 満

件名	令和6年度安曇野市PTA連合会と安曇野市教育委員会との懇談会の経過報告について
報告	安曇野市情報公開条例（平成18年安曇野市条例第5号）第5条第1項第5号に規定する自治体の実施機関等の内部における審議、検討又は協議に関する情報で、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれのある案件に該当するため非公開とします。
説明	

<b>報告第2号</b>	教育部 学校教育課
令和6年10月24日提出	(課長) 上條 貴芳 (担当係長) 山浦 功和

件名	小規模特認校制度による令和7年度就学予定者について																																							
要旨	小規模特認校制度による令和7年度就学予定者について、10月11日に募集を締め切ったため、状況を報告するもの。																																							
説明	<p>1 令和6年度募集日程</p> <p>5月 第1回明北オープン DAY (学校見学会) を開催し、30名参加</p> <p>6月 令和7年4月転入学児童の募集開始</p> <p>9月 第2回明北オープン DAY (学校見学会) を開催し、17名参加</p> <p>10月 小規模特認校募集締め切り</p> <p>2 就学予定者数</p> <p>小規模特認校制度による令和7年4月就学予定者数</p> <p>新1年生 4名</p> <p>新2から6年生 2名</p> <p>合計 6名</p> <p>(申請者数の詳細)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>見学申込書 交付者数</th> <th>学校見学者数</th> <th>体験入学者数</th> <th>特認校申請者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新1年生</td> <td style="text-align: center;">7名</td> <td style="text-align: center;">7名</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">4名</td> </tr> <tr> <td>新2から6年生</td> <td style="text-align: center;">6名</td> <td style="text-align: center;">5名</td> <td style="text-align: center;">5名</td> <td style="text-align: center;">2名</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">13名</td> <td style="text-align: center;">12名</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">6名</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考)</p> <p>明北小学校の児童数 (令和6年5月1日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>明北小を指定校 とする児童数</th> <th>特認校制度に よる児童数</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新1年生</td> <td style="text-align: center;">6名</td> <td style="text-align: center;">4名</td> <td style="text-align: center;">10名</td> </tr> <tr> <td>新2から6年生</td> <td style="text-align: center;">72名</td> <td style="text-align: center;">2名</td> <td style="text-align: center;">74名</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">78名</td> <td style="text-align: center;">6名</td> <td style="text-align: center;">84名</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 令和6年5月1日の児童数は、80名</p> <p style="text-align: right;">(以上)</p>					見学申込書 交付者数	学校見学者数	体験入学者数	特認校申請者数	新1年生	7名	7名	-	4名	新2から6年生	6名	5名	5名	2名	合計	13名	12名	-	6名		明北小を指定校 とする児童数	特認校制度に よる児童数	合計	新1年生	6名	4名	10名	新2から6年生	72名	2名	74名	合計	78名	6名	84名
	見学申込書 交付者数	学校見学者数	体験入学者数	特認校申請者数																																				
新1年生	7名	7名	-	4名																																				
新2から6年生	6名	5名	5名	2名																																				
合計	13名	12名	-	6名																																				
	明北小を指定校 とする児童数	特認校制度に よる児童数	合計																																					
新1年生	6名	4名	10名																																					
新2から6年生	72名	2名	74名																																					
合計	78名	6名	84名																																					

<b>報告第3号</b>	教育部子ども家庭支援課
令和6年10月24日提出	(課長) 山越 寿彦 (担当係長) 古畑 瑞恵

タイトル	社会教育事業補助金交付要綱の一部改正について
要旨	青少年の健全育成事業について、今まで課内で定めていた対象経費及び補助金額の算定に係る運用基準を例規内に明記するもの。
説明	<p>1 趣旨</p> <p>青少年の健全育成事業について、要綱では補助率等は3分の2としか定めがないところ、実際には芸術・文化活動を通じた青少年の健全育成事業に対しては、1,500円×在籍人数(4月1日現在、団体に加入している安曇野市に住所を有する18歳未満の構成人数)を補助することとする運用内規を制定していた。これを例規上明らかにする改正を行うもの。</p> <p>要綱を現行の運用に合わせ、補助金の重複交付を避けるため、芸術文化協会の運営についても対象の制限を追記するもの。</p> <p>2 施行日</p> <p>令和6年9月9日</p> <p>3 一部改正の内容</p> <p>別添のとおり</p>

○安曇野市社会教育事業補助金交付要綱（平成18年安曇野市告示第169号）

改正後		改正前	
<p>(補助事業の区分等) 第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の区分、経費及び補助率等は、別表に定めるとおりとする。ただし、交付対象経費は次に掲げる経費を控除したものとす。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>別表（第2条関係）</p>		<p>(補助事業の区分等) 第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の区分、経費及び補助率等は、別表に定めるとおりとする。ただし、交付対象経費は次に掲げる経費を控除したものとす。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>別表（第2条関係）</p>	
(略)	(略)	(略)	(略)
3 青少年の健全育成事業	<p>青少年健全育成に係る事業（子ども会育成活動補助金交付要綱（平成18年安曇野市告示第92号）に基づき補助金が交付される団体又はスポーツ少年団へ加入している団体が行う事業は除く。）の経費</p>	<p>青少年健全育成に係る事業（子ども会育成活動補助金交付要綱（平成18年安曇野市告示第92号）に基づき補助金が交付される団体が行う事業は除く。）の経費</p>	3分の2
4 芸術文化協会の運営	<p>豊科地域芸術文化協会、穂高文化協会、三郷芸術文化協会、堀金芸術文化協会及び明科地域芸術文化協会の運営に係る経費</p>	<p>豊科地域芸術文化協会、穂高文化協会、三郷芸術文化協会、堀金芸術文化協会及び明科地域芸術文化協会の運営に係る経費</p>	<p>毎年5月1日時点の会員数に500円を乗じて得た額に10万円を加えた額</p>
(略)	(略)	(略)	(略)

<b>報告第4号</b>	教育部子ども家庭支援課
令和6年10月24日提出	(課長) 山越 寿彦 (担当係長) 古畑 瑞恵

タイトル	安曇野市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の委嘱等について
要旨	安曇野市情報公開条例（平成18年安曇野市条例第5号）第5条第1項第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当するものであるため、非公開とします。
説明	

<b>報告第5号</b>	教育部 こども園幼稚園課
令和6年10月24日提出	(課長)佐々木 真貴 (担当係長) 青嶋 梢

件名	安曇野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
要旨	条例の一部改正を報告するもの
説明	<p>1 趣旨 「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)」の一部が改正(令和6年4月1日施行)されたことに伴う改正。家庭的保育事業所等における職員の配置基準について、「満3歳以上満4歳に満たない児童おおむね20人につき1人を15人につき1人」、「満4歳以上の児童おおむね30人につき1人を25人につき1人」に改めるもの。</p> <p>2 施行日 令和7年4月1日</p> <p>3 一部改正の内容 別添のとおり</p> <p style="text-align: right;">(以上)</p>

○安曇野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年安曇野市条例第36号）

改正後	改正前
<p>(家庭的保育事業者等の一般原則)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、<b>次条第1項第2号</b>、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第16条において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するための必要な設備を設けなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、地理的條件により連携施設の確保が著しく困難であると教育委員会が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 必要に応じ、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員)</p>	<p>(家庭的保育事業者等の一般原則)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、<b>次条第2号</b>、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第16条において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するための必要な設備を設けなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、地理的條件により連携施設の確保が著しく困難であると教育委員会が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 必要に応じ、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員)</p>

改正後

第23条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

(1)・(2) (略)

2 家庭的保育者は、教育委員会が行う研修（教育委員会が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると教育委員会が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) (略)

(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者

3 (略)

(設備の基準)

第28条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。

(2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。

(4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第33条第4号及び第5号において同じ。）調理設備及び便所を設けること。

(5) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアからクまでの要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

改正前

第23条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

(1)・(2) (略)

2 家庭的保育者は、教育委員会が行う研修（教育委員会が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると教育委員会が認める者であって、次のいずれにも該当する者とする。

(1) (略)

(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者

3 (略)

(設備の基準)

第28条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。

(2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。

(4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第33条第4号及び第5号において同じ。）調理設備及び便所を設けること。

(5) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアからクまでの要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

改正前	改正後
<p>イ 保育室等が設けられている別表第1の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。</p> <p>ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその1に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。</p> <p>エ 小規模保育事業所A型の調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。</p> <p>(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。</p> <p>(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>オ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p> <p>カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p> <p>キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>ク 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のもので防火処理が施されていること。</p> <p>(職員)</p> <p>第29条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を</p>	<p>イ 保育室等が設けられている別表第1の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。</p> <p>ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその1に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。</p> <p>エ 小規模保育事業所A型の調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。</p> <p>(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。</p> <p>(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>オ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p> <p>カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p> <p>キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>ク 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のもので防火処理が施されていること。</p> <p>(職員)</p> <p>第29条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を</p>

改正後	改正前
<p>加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人 (法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第31条 小規模保育事業B型を行う事業所 (以下「小規模保育事業所B型」という。) には、保育士その他保育に従事する職員として教育委員会が行う研修 (教育委員会が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。) を修了した者 (以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人 (法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>(設備の基準)</p> <p>第43条 事業所内保育事業 (利用定員が20人以上のものに限る。以下この条、第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。) を行う事業所 (以下「保育所型事業所内保育事業所」という。) の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所に は、乳児室又はほふく室、医務室、調理室 (当該保育所型事業所内保育事業所を設 置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第5号において 同じ。) 及び便所を設けること。</p> <p>(2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上である</p>	<p>加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人 (法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第31条 小規模保育事業B型を行う事業所 (以下「小規模保育事業所B型」という。) には、保育士その他保育に従事する職員として教育委員会が行う研修 (教育委員会が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。) を修了した者 (以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。た だし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定によ り搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かない ことができる。</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の 合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人 (法第6条の3第 10項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>(設備の基準)</p> <p>第43条 事業所内保育事業 (利用定員が20人以上のものに限る。以下この条、第45条及 び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。) を行う事業所 (以下「保 育所型事業所内保育事業所」という。) の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所に は、乳児室又はほふく室、医務室、調理室 (当該保育所型事業所内保育事業所を設 置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第5号において 同じ。) 及び便所を設けること。</p> <p>(2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上である</p>

改正後

- こと。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものを受け入れる場合にあつては、当該児童を含む。以下この章において同じ。）を入所させる保育所型事業所内保育事業所に含む。保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (8) 保育室等を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。
- ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
- イ 保育室等が設けられている別表第1の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。
- ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその1に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。
- エ 保育所型事業所内保育事業所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分とが建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。
- (ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものか設けられていること。

改正前

- こと。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものを受け入れる場合にあつては、当該児童を含む。以下この章において同じ。）を入所させる保育所型事業所内保育事業所に含む。保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (8) 保育室等を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。
- ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
- イ 保育室等が設けられている別表第1の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。
- ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその1に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。
- エ 保育所型事業所内保育事業所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分とが建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。
- (ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものか設けられていること。

改正後

- (イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
- オ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関に火災を通報する設備が設けられていること。
- ク 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所においては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはできない。

- (1)・(2) (略)
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人 (法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。)
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 (略)

(職員)

第47条 事業所内保育事業 (利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所 (以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として教育委員会が行う研修 (教育委員会が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者 (以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を

改正前

- (イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
- オ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関に火災を通報する設備が設けられていること。
- ク 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所においては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはできない。

- (1)・(2) (略)
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 (法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。)
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 (略)

(職員)

第47条 事業所内保育事業 (利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所 (以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として教育委員会が行う研修 (教育委員会が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者 (以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を

改正後

- 搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。
- 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、その半数以上は保育士とする。
- (1)・(2) (略)
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人 (法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。)
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人
- 3 (略)

別表第1 (第28条、第43条関係)

階	区分	施設又は設備
(略)		
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 (ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室 (階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

改正前

- 搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。
- 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、その半数以上は保育士とする。
- (1)・(2) (略)
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 (法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。)
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人
- 3 (略)

別表第1 (第28条、第43条関係)

階	区分	施設又は設備
(略)		
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項以上各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 (ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室 (階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

<b>報告第6号</b>	教育部 各課
令和6年10月24日提出	

<b>タイトル</b>	後援依頼の教育長専決の報告について		
<b>報告を要する事項の内容</b>	教育長専決に伴う報告		
<b>要旨</b>	課名	後援	(詳細別紙)
	学校教育課	1件	
	生涯学習課	2件	
	文化課	5件	
	子ども家庭支援課	4件	
<p>○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準（平成21年教育委員会告示第9号） （定義）</p> <p>第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。</p> <p>(2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。</p> <p>(3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。</p> <p>（審査基準）</p> <p>第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体</p> <p>(2) 学校又は学校の連合体</p> <p>2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。</p> <p>(1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。</p> <p>(2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。</p> <p>(3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。</p> <p>(4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。</p> <p>(5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。</p> <p>(6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。</p> <p>（教育長の専決範囲）</p> <p>第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 前条第1項に規定する行事</p> <p>(2) 過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。）</p>			

学校教育課

■第7回安曇野「親と子のこころの健康まつり」

主催：安曇野親と子のこころの健康まつり実行委員会

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
安曇野親と子のこころの健康まつり実行委員会 飯田 俊穂	子どもたちの成長発達や心の健康の学びや体験の機会を広く市民の皆様へ周知したいと考えるため	9/20	令和6年11月4日(月)	NPO法人長野県子どもサポートセンター	昨今増加している不登校をはじめ子どもたちをとりまく環境に対し、子供たちの成長発達や心の健康のための学びの場や子どもたちの体験の場の提供のため。	講演、ミニコンサート、自律神経チェック、リラクゼーション体験、子育て医療相談、こどもの遊び場など	○	-	-	基準第3条第2項及び基準第4条第2号により可
専決日:令和6年10月1日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

生涯学習課

■第45回穂高ソフトテニス協会長杯争奪ソフトテニス大会

主催：穂高ソフトテニス協会

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
穂高ソフトテニス協会 土屋 善成	ジュニアの部は、安曇野市内の小中学生のレベルアップ・健全育成のために重要な大会です。	9/12	令和6年10月13日(日)・14日(月)	穂高総合体育館・穂高東中学校アースコート	ソフトテニスを通して体力の向上・相互の親睦をはかり、活力あふれる健康で生き生きとした生活の実現に寄与するため。	競技種目:ダブルス 一般男女、ジュニア男女の部 競技方法:予選リーグ戦、決勝トーナメント戦 参加料:種目ダブルス 一人当たり 一般1,500円、小中学生700円	○	-	-	基準第3条第2項及び基準第4条第2号により可
専決日:令和6年9月18日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

■2024年 松本友の会 安曇野地区 家事と家計の講習会

主催：松本友の会

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
松本友の会 阿部 百合子	人生100年時代をむかえ、健康でいきいきと暮らすために大豆を取り入れた食生活と、ライフプランを立てることは生涯学習につながり、広めたい。	9/13	令和6年11月30日(土)	堀金公民館 会議室1	健康でいきいきと暮らすために栄養師の高い大豆を食卓に取り入れる知恵と工夫と、また、これから10年のライフプランを考え、家庭や社会が豊かにくらせるよう広めたい。	健康でいきいきと暮らすためには食事が大切、地産地消の大豆を取り入れた食事で、若い人にもすすめてほしいレシピの話、我が家のこれからの10年さきのライフプランを考えよう。	○	-	-	基準第3条第2項及び基準第4条第2号により可
専決日:令和6年9月17日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

文化課

■第45回あづみ野菊花品評会

主催：あづみ野秋香会

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
あづみ野秋香会 会長 塩野 貞夫	安曇野市内及び近隣の市民に見ていただき、社会情報教育と観光、文化の向上につながるよう、広く周知するため。	9/9	令和6年11月11日(金) ～11月17日(日)	穂高神社境内	作品を一堂に展示し、その優雅さを誇り、市民との交流を深め、観光と文化の向上に寄与する。	会員等による菊花の展示と、品評会および審査会、表彰式。	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条2号により可
専決日:令和6年9月13日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

■第36回ヴァイオリン演奏会

主催：うしやまヴァイオリンスクール

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
うしやまヴァイオリンスクール 牛山 孝介	成相コミュニケーションセンターの教室に通う生徒も参加する発表会を多くの方に聞いていただき、音楽文化の振興に寄与したい。	9/17	令和6年11月2日(土)	松本市音楽文化ホール	日頃の練習の成果を発表する機会として、発表会を行う。	ヴァイオリン演奏会	○	-	-	基準第3条第2項及び第4条2号により可
専決日:令和6年9月25日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

■令和6年度 中信地区図書館教育研究会(安曇野支部)

主催：長野県図書館協会

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
長野県図書館協会安曇野支部 唐 沢 信好	安曇野市全小中学校17校での学校図書館教育に関わる取り組みとなるため、また、授業研究会で進教委の指導主事をお招きして指導を受けるため。	9/24	令和6年10月28日(月)	穂高南小学校、穂高東中学校	本研究大会において、学校図書館の役割や、これからの学校図書館教育の在り方について学びあう。	小中学校での公開授業・授業研究会及び講演会	-	-	-	R2に承認あり 基準第3条第2項及び第4条2号により可
専決日:令和6年10月1日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

■第55回 わくわくキッズコンサート

主催：「ホッと」演奏ボランティア協会

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
「ホッと」演奏ボランティア協会 代表 牛山 孝介	多くの方にコンサートへお越しいただき、音楽文化の振興に寄与したい。	9/30	令和7年11月13日(月)	松本市庄内地区公民館 大会議室	子連れでコンサートへ行けない方や、小さいお子さんがいて夜のコンサートへ行けない方の為に昼間コンサートを行い、音楽に触れてほしい。	ヴァイオリン&ピアノデュオコンサート	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条2号により可
専決日:令和6年10月8日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

■第37回 秘めたる穂高の工芸作家二十人展

主催：穂高神社

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
穂高神社宮司 保尊 勉	一般市民への芸術文化の向上・啓発のため。また、展覧会を多くの市民に周知するため。	10/10	令和7年11月1日(水) ～3日(金)	穂高神社参集殿	穂高には、故高橋節郎先生をはじめ、多くの工芸作家の活動を通して一般への芸術文化の向上、啓発を行う。	穂高を拠点とする工芸作家約20名による作品の展示。 入場料：無料	○	○	-	基準第3条第2項及び第4条2号により可
専決日：令和6年10月10日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

こども家庭支援課

■国際交流&イングリッシュキャンプ

主催:宮城復興支援センター

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
宮城復興支援センター 長屋敷 里菜	復興支援、国際交流促進、コロナ禍による子どもたちの心のケア等を目的とした事業であるため	8/8	令和6年11月2日(土) から令和7年3月23日(日)の間に1泊2日のキャンプを4回予定(詳細別紙)	国立信州高遠青少年自然の家、国立砂高青少年自然の家、山梨県立八ヶ岳青少年自然の家	東日本大震災・全国各地災害による仮設住宅入居児童・避難所入所児童及びコロナ禍による子どもたちの心のケア支援の一助、災害の風化防止及び災害の危機意識向上及び防災意識向上、国際交流・多文化共生・小学校外国語活動促進	国際交流キャンプ 参加料 27,300円/人	○	○	-	基準第3条第2項及び第4条第2号により可
専決日:令和6年9月17日										
専決の理由(過去承認)										

■第49回リトルリーグ信越連盟秋季大会兼第49回産経新聞社・サンケイスポーツ旗争奪戦第3回ライオンズ旗争奪戦

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
リトルリーグ信越連盟中南信ブロック 理事長 矢口 正信 信越連盟中南信ブロック	大会の開催地であり、市民含め多くの方に少年野球に理解を頂くと共に、子供たちの健全育成につなげたい。又、安曇野市のスポーツ活動振興の一助としたい。	9/17	令和6年10月6日(日)、13日(日)(予備日14日(祝月))	高家スポーツ広場(安曇野市)、平瀬野球場(松本市)	新チームとなり、信越連盟内の各チームの実力を競い合うことで信越連盟のトップを決めるトーナメント大会	信越連盟(東北信4チーム、中南信4チーム、新潟1チーム)9チームによるリーグ戦&トーナメント大会	-	○	-	基準第3条第2項及び第4条第2号により可
専決日:令和6年9月20日										
専決の理由(過去承認)										

■第31回「ジュニア安曇野卓球選手権」(小学生・高校生)

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
安曇野卓球連盟 小野樹佳	卓球競技を通じ体力の向上とスポーツ振興を図り、また、地域の活性化の向上に貢献できることから、教育委員会の後援を必要とする。	9/13	令和6年10月20日(日)	穂高総合体育館	卓球競技を通じて地域の融和と交流を図ると共に、卓球技術の向上と観戦を深める。	中信地区の小学校・高校生を対象に、シングルスとダブルスを男女別予選リーグ戦&トーナメント方式で実施する。	-	-	-	基準第3条第2項により可 令和2年度後援あり
専決日:令和6年9月20日										
専決の理由(過去承認)										

■2024.Azumino.光のページェント

主催:Azumino.光のページェント実行委員会

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
Azumino.光のページェント実行委員会 小林 祐介	市民自らによる、子供たちに夢と希望を与え、心を育むイベントとして広く周知するため。	10/7	令和6年12月7日(土) ~令和7年1月31日(金)	安曇野の里特設会場	子供たちに夢と希望を与え、共に、地域の活性化と観光地づくりを目的とした、市民ボランティアによる手作りのイルミネーションイベント。	会場内のイルミネーション点灯	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条第2号により可
専決日:令和6年10月10日										
専決の理由(過去承認)										

令和6年度 事業進捗状況報告(懸案事項等)

1 学校教育課

教育総務係・教育指導室・学校教育担当

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
教育振興基本計画	1 10/7(月)開催の教育振興基本計画策定検討委員会において、7月に実施した児童生徒及びその保護者にアンケートを行った結果を提示。計画の骨子案を提示。	1 第3回策定委員会 ・11/21(木)開催予定
学校保健事業	1 第41回長野県歯科保健大会第4回打合せ会議 ・10/17(木)豊科南小	1 第41回長野県歯科保健大会 ・10/31(木)豊科南小
就学時健診業務	1 就学時健康診断 ・9/26(木)穂高南・穂高西小 ・10/10(木)穂高北・明南小・明北小 以上穂高会館合同実施 ・10/22(火)豊科南小	1 就学時健康診断 ・11/6(水)三郷小 ・11/15(金)堀金小 ・11/20(水)豊科東小 ・11/27(水)豊科北小
就学援助事務	1 就学援助 ・調査に基づく支給額等変更 2. 特別支援教育就学奨励費認定 ・認定審査	1 就学援助 ・修学旅行費支給に係る調査 ・10/23(水)前期支給 2. 特別支援教育就学奨励費 ・前期支払に係る調査 ・調査に基づく支給額等変更 ・11/6(水)前期支給
GIGA スクール	1 ICT 支援員 ・各学校への ICT 支援訪問 2 ICT 教育推進委員会 ・10/22(火)学校代表者会(オンライン開催) 情報モラル啓発の取組み状況等、学校間の情報共有を実施	1 ICT 支援員 ・各学校への ICT 支援訪問 2 ICT 教育推進委員会 ・11/6(水)信濃小中学校視察 ・11/28(木)穂高北小学校での授業公開に向けた準備
コミュニティスクール事業	1 堀金地域教育関係者連絡会 ・10/22(火)	1 学校運営協議会運営支援
学校安全	1 学校安全支援事業 ・防災アドバイザーによる学校訪問 10/23(水)三郷中学校 (避難訓練等参観・講評) 2 交通事故0プロジェクト ・9/21(土)~10/20(日)	1 通学路合同点検 ・11月初旬~11月下旬 2 交通事故0プロジェクト実施による児童生徒、保護者向けクイズの集計・成果報告 11月下旬予定
小規模特認校制度	1 小規模特認校制度 ・学校見学等申込期限(9/30(月)) ・小規模特認校入学、転校手続期限(10/11(金))	1 小規模特認校制度 ・令和7年度転入学手続終了

不登校支援	<p>1 教育施設連携促進コーディネーターの活動状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間施設等訪問件数 7件</li> <li>・学校訪問による民間施設等を利用する児童生徒の状況把握、情報交換 6校</li> <li>・9/30(月) 中信教育事務所 不登校支援機関連携推進員との情報交換会</li> <li>・10/17(木) 中学生キャリアフェスティバル(民間施設を利用する児童生徒の参加フォロー等)</li> <li>・10/18(金) 民間施設 保護者の会参加</li> </ul>	<p>1 市内の施設を定期訪問</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市外にて不登校支援等を実施する施設にも随時訪問</li> <li>・11/15(金) 現役高校生との座談会。不登校対策推進チーム連絡会にて(予定)</li> </ul>
キャリア教育	<p>1 中学生キャリアフェスティバル</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パンフレットの送付、各校事前学習開始</li> <li>・第2回生徒実行委員会(10/10(木)) 本番に向けて打ち合わせ</li> <li>・中学生キャリアフェスティバル(10/17(木))</li> </ul> <p>2 明科三校キャリア教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・明科地区3校校長会(10/7(月))</li> </ul>	<p>1 中学生キャリアフェスティバル</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回生徒実行委員会(11/1(金)) 次年度に向けた成果と課題の共有</li> <li>・事業所キャリアフェスティバルまよめの会(11月中旬)</li> </ul> <p>2 明科三校キャリア教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究主任会(10/25(金))</li> <li>・明科地区3校小中連携推進委員会(11/11(月))</li> </ul>

## 2 学校給食課

### 学校給食担当

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
給食センター総務費	<p>1 給食センター更新計画策定事務</p> <p>2 地産地消の取組み</p>	地産地消の取組み
学校給食費会計公会計事業	<p>1 令和6年度給食費第5期振替 (9/30(月))</p> <p>2 令和6年度給食費第6期振替 (10/31(木))</p>	<p>○令和6年度給食費</p> <p>小学校 320 円/食 (うち保護者負担 280 円)</p> <p>中学校 375 円/食 (うち保護者負担 330 円)</p>
各給食センター管理運営事業	<p>1 所管する学校へ安心して安全なおいしい給食を提供できるように、施設及び調理環境の整備の実施(各センター)</p> <p>2 栄養士の学校訪問(各センター)</p> <p>3 中村屋カレーの日(10/10(木))</p>	
堀金給食センター設備更新事業	<p>1 堀金給食センター給食提供開始(10/4(金))</p>	

### 3 生涯学習課

#### 社会教育係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
中央公民館事業	1 安曇野アカデミー（第1回目） 『木下尚江 社会運動とその人生』 ・開催日：10/29（火）～12/10（火） 午後7時～8時30分、穂高交流学習センター他 2 第3回安曇野市総合芸術展実行委員会 ・11/11（月）午後1時30分～午後3時 306会議室 ※終了後、公民館長・主事会議 3 第2回安曇野市公民館運営審議会 ・11/13（水）午後1時30分～、大会議室東	○全5回 定員70名  ○開催：令和7年3/6（木）～3/14（金）、 豊科交流学習センター 「きぼう」

#### 豊科生涯学習係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
豊科公民館事業	1 地域文化祭 ・10/25（金）～11/10（日） 豊科公民館・豊科交流学習センター「きぼう」	

#### 穂高生涯学習係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
穂高公民館事業	1 地域文化祭 ・10/11（金）～11/17（日） 穂高会館・穂高神社	

#### 三郷生涯学習係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
三郷公民館事業	1 地域文化祭 ・10/12（土）～11/15（金） 三郷公民館ロビー・三郷交流学習センター「ゆりのき」・三郷中学校講堂	

#### 堀金生涯学習係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
堀金公民館事業	1 地域文化祭 ・11/1（金）～11/17（日） 堀金総合体育館・拾ヶ堰周辺コース	

#### 明科生涯学習係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
明科公民館事業	1 地域文化祭 ・11/1（金）～11/3（日） 明科公民館	

#### 4 文化課

文化振興担当

事業	現 況	今後の取り組み
芸術教育普及事業	1.安曇野AIR2024 ・展示 東京藝大 安曇野AIR 「ROOT ROOT ROOT」 10/10(木)～10/22(火)みらい、高橋節郎記念美術館 ・ワークショップ 布下翔碁:9/25(水)豊科東小 グラウンドの土で作った粘土で造形、10/7(月)野焼き 10/12(土)ギャラリートーク	
	2.東京藝大交流事業 10/12～10/14 楽器演奏指導:堀金・明科・豊科北・穂高西中参加 コンサート:10/14 穂高会館	
	3.熊井啓顕彰事業 ・熊井啓映画上映会「日本の黒い夏 冤罪」 9/28(土)豊科公民館ホール 入場者数171名	
	4.ミュージアム活性化事業 ・美術館博物館年間予定表 小中学生を同伴した保護者の入館料を無料とするパスポートの発行(全児童・生徒へ配布) 8月利用者84人、9月利用者7人 ・市立美術館・博物館無料開館 10/5(土) 235名・10/6(日) 220名	
	5. 0歳からのミニコンサート	・第2回 11/8(明科公民館)
	6.日南由紀子ピアノアウトリーチ 三郷小学校 10/21(月)・10/22(火) コンサート 10/22(火) 参加対象:6年生	
文化団体補助事業	1.『安曇野文化』刊行 ・第3回編集委員会 10/18(金)	・第53号(秋号)10/31発行
	2.ちくりに生きものみらい基金充当事業 ・10/ 7(月)三郷小3年 大王わさび農場 外 ・10/16(水)豊科東小3年 田淵行男記念館 外 ・10/28(月)豊科東小5年 田淵行男記念館 外 ・10/29(火)堀金小1年 国営アルプスあづみの公園	・11/6(水)明北小学校 明科水産試験場 外
文化振興総務	1.博物館協議会 ・第2回 10/29日(火)10:00～本庁舎301	
指定管理施設の事業	1.豊科近代美術館 ・小林邦展—純粋な線の軌跡— 9/20(金)～10/20(日) ゆりのき	・高橋節郎記念美術館 北穂高芸術展 10/26(土)～11/24(日)
高橋節郎記念美術館 空調設備等改修工事	受注者:株式会社 中部水工 工事期間:9/17(火)～R7 3/21(金)	休館期間:12/2(月) ～R7 3月下旬

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
豊科郷土博物館教育普及事業	1 夏季企画展「絵図から何がわかるか！」 ・会期：7/27(土)～9/23(月・祝) 参加者:937人 企画展関連イベント ・講座「古地図をもってムラを歩こう」 期日：9/22(日) 雨天中止	
新市立博物館準備事業	1 第3回安曇野市新市立博物館整備方針検討委員会 期日：10/7(月)	1 博物館施設視察 ・期日：10/31(木)
貞享義民記念館教育普及事業	1 白鳥写真愛好会展 ・会期：9/14(土)～9/23(月・祝) 参加者:182人 2 2024 Azumino×Kyoto Art Project 夏展 ・会期：9/23(月・祝)～10/1(火) 参加者:164人 3 風景油彩画展 ・会期：10/9(水)～10/24(木) 4 人権・平和研修(満蒙開拓平和記念館) ・期日：10/11(金)	1 くらふとのわ・笑・和展 ・会期：10/27(日) ～11/4(月・祝)
文書館施設運営管理事業	1 重要文書等収集・整理(公開資料点数) ・公文書 55,140点、地域資料 55,012点(9月末現在) (9月新規点数/公文書 182点、地域資料 0点)	
市誌編さん事業	1 安曇野市誌編さん専門調査会(民俗部会) ・期日：10/15(火)	
文書館教育普及事業	1 後期企画展関連企画 文書館講演会「森鷗外研究者山崎一穎氏を悼む 『安曇野』に見る川井訓導事件」 ・期日：10/20(日)	

## 文化財保護係

事業(懸案事項)	特記事項	今後の取り組み
文化財保全事業	1 安曇野市文化財保存活用地域計画 ・策定支援業者と打ち合わせ(随時)	・市民向けワークショップの実施 (10/12,10/26,11/9)
埋蔵文化財発掘調査事業	1 国道19号の歩道拡幅に伴う明科遺跡群明科廃寺に係る長野国道事務所との保護協議	・発掘調査 11月～

## 図書館係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
中央図書館	1 映画上映会「知られざる大英博物館 第3集」 ・10/11(金) みらい 午後6時～ 2 読み聞かせグループ発表会 ・11/7(木) みらい 午前9時～	1 映画上映会 「ずっと助けてと叫んでいた」 ・11/8(金) みらい 午後6時～
豊科図書館	1 秋の映画上映会「流浪の月」 ・10/11(金) みらい 午後6時～ ・バリアフリー日本語字幕付き	
堀金図書館	1 わくわく講座「いろんな紙で遊ぼう！」 ・10/13(日) 堀金公民館 午前10時～	
三郷図書館	1 三郷図書館講座③ 「郷土講座 下長尾の歩み」 ・11/7(木) きぼう 午前10時30分～ ・講師	
明科図書館	1 ひまわり講座①「やさしいフィットネス！」 ・10/11(金) ひまわり 午前10時30分～	

## 5 子ども家庭支援課

### 子ども子育て政策係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
児童クラブ整備事業	1 教室改修工事等の進捗状況 ・豊科東小児童クラブ 被服室改修工事 実施中 7月～10月 ・明南小児童クラブ 普通教室改修工事 実施中 7月～11月	
第3次安曇野市子ども・子育て支援事業計画策定業務	1 子ども・子育て会議 ・9/30（月）午後1時30分～本庁舎3階 全員協議会室	1 子ども・子育て会議 ・11/12（火）午後1時30分 本庁舎3階 全員協議会室
こども計画策定業務	1 こども計画策定検討会議 ・9/30（月）午後3時30分～本庁舎3階 全員協議会室	1 こども計画策定検討会議 ・11/12（火）午後3時30分 本庁舎3階 全員協議会室
黒沢洞合自然公園整備事業	1 実施設計業務 ・履行期間 3月～11月（部分（土木）完了済） 2 工事契約入札予定 ・11月上旬	
ファミリーサポート事業	1 ファミサポ協力会員養成講座（前期） ・10/23（水）堀金老人福祉センター 午前9時～（全5回 24時間講習）	

### 子育て給付係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
児童手当制度改正	1 10月支払の通知（ハガキ）裏面を使用して制度改正について周知するとともに、制度改正により申請が必要な方に申請を促す ・対象 約6,000件	1 制度改正度の初回支給である12月までに申請を促すとともに審査・入力処理を実施する

児童青少年係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
児童館運営事業	1 児童クラブ令和7年度申請受付 ・9/24（火）～10/18（金）	
豊科児童館整備事業	1 豊科中央児童館建設事業新築工事安全祈願祭、起工式 ・10/8（火）10時	1 豊科中央児童館 建築工事 ・令和7年9月まで
青少年育成環境整備事業	1 県青少年補導委員会会長・センター長等研修会 ・10/9（水）須坂市役所 午後1時15分	1 第3回市青少年センター運営委員会 ・10/25（金）共用会議室 306 午後1時30分  2 中信4市青少年補導センター連絡会議 ・10/31（木）松本市立博物館 午後2時  3 「子ども・若者育成支援強調月間」啓発活動（街頭啓発） ・11/1（金）JR豊科、穂高、明科駅前 午前7時  4 県青少年健全育成県民大会 ・11/2（土）中野市市民会館 午後1時  5 第2回学校・警察連絡協議会 ・11/5（火）堀金公民館 午後2時
青少年体験事業	1 信大不破先生と学ぶ子どもプログラミング体験 ・（第3回目）9/21（土）401会議室 午前9時30分  2 子ども文化祭ステージ発表代表者会議 ・10/8（火）共用会議室 305 午後2時	1 親子プログラミング教室 ・10/26（土）、27（日）、 11/9（土）、10（日） 大会議室 各午前の部10時、 午後の部1時  2 市子ども学芸クラブ第2回会議 ・11/8（金）共用会議室 307 午後2時  3 子ども文化祭 ・11/16（土）～23（土）穂高 交流学習センター「みらい」 ステージ発表は11/23（土）

子ども会育成会 支援事務	1 市子ども会育成会連合会第3回常任委員会 ・10/3（木）共用会議室 305 午後7時  2 松本地方子ども会育成連絡会 育成者講習会ほか ・10/5（土）松本市なんなんひろば 午前10時30分	
放課後子ども教 室実施事業	1 わいわいランド実施 ・毎週水曜日 市内10小学校  2 市放課後子ども総合プラン運営委員会 ・10/24（木）大会議室 午後7時	

子ども家庭相談担当〈子ども発達支援相談室〉

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
児童発達支援事業	<p>1 遊びの教室 ・10月は9回実施 こあら（1歳児）穂高（10/7（月）） こあら（1歳児）豊科（10/3（木）、10/17（木）、10/21（月）10/22（火）） いるか（2歳児）穂高（10/11（金）、10/16（水）、10/28（月）、10/29（火））</p> <p>2 発達相談日（親子であっぷっぷ） ・10月は5回実施（10/9（水）、10/15（火）、10/23（水）、10/30（水））</p> <p>3 運動発達相談日（はいはいたち） ・10月は4回実施（10/4（金）、10/10（木）、10/18（金）、10/25（金））</p> <p>4 ことばの相談日 ・10月は1回実施（10/17（木））</p> <p>5 親子で遊ぼう教室 ・10月は1回実施（10/31（木））</p> <p>6 子育て学習会 ・10月は3回実施（10/24（木）、10/28（月）、10/30（水））</p>	<p>1 遊びの教室 ・11月は9回の実施を予定</p> <p>2 発達相談日 ・11月は4回の実施を予定</p> <p>3 運動発達相談日 ・11月は3回の実施を予定</p> <p>4 ことばの相談日 ・11月は2回の実施を予定</p> <p>5 親子で遊ぼう教室 ・11月は1回の実施を予定</p> <p>6 子育て学習会 ・11月は4回の実施を予定</p>

## 6 こども園幼稚園課

保育幼稚園担当

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
令和7年度入園受付	令和7年度入園受付について  <新入園児> 期日 令和6年9/19（木）～10/31（木） 受付 必要書類をこども園幼稚園課窓口または郵送で提出  <在園児> 期日 令和6年10/1（火）～10/18（金） 受付 通っている園に必要書類を提出	
穂高幼稚園フィールド研修	穂高幼稚園フィールド研修について  期日 令和6年10/8（火） 9時～16時 内容 園職員による研修 県指導主事来園	フィールド研修（県が主催）  11/5（火）穂高幼稚園職員による園内研修 県指導主事来園  11/22（金）公開保育 県内50園（各園1名）参加 参加者による研究協議
穂高幼稚園創立70周年記念講演	穂高幼稚園創立70周年記念講演について  期日 令和6年10/9（水） 午前9時20分から11時まで 内容 穂高幼稚園 創立70周年を記念した講演会 絵本作家 まるやま あやこさんによる読み聞かせとワークショップ ※まるやま あやこさんは、穂高幼稚園卒園児 対象 穂高幼稚園に通う園児と保護者	